## 投票区数及びポスター掲示場数

	市町村名		投票区数	ポスター		市町村名			投票区数	ポスター
			(投票所数)	掲示場数					(投票所数)	掲示場数
青	森	市	109	797	弘	前		市	97	621
む	つ	市	69	400	黒	石		市	18	139
平	内	町	16	118	五	所川	原	市	37	270
今	別	町	4	33	r	が	る	市	16	137
蓬	田	村	4	31	平	JI		市	23	169
外	ヶ浜	町	10	80	鰺	ケ	沢	町	17	104
野	辺 地	町	8	64	深	浦		町	22	172
横	浜	町	7	56	西	目	屋	村	3	24
六	ケー所	村	12	79	藤	崎	1	町	11	74
大	間	町	6	40	大	鰐		町	19	121
東	通	村	20	122	田	舎	館	村	6	46
風	間浦	村	5	32	板	柳		町	12	80
佐	井	村	9	72	鶴	田		町	14	82
第	1 区	計	279	1,924	中	泊		町	4	36
八	戸	市	92	632	第	3	区	計	299	2,075
+	和 田	市	45	335	合			計	918	6,377
Ξ	沢	市	44	246						
七	戸	町	18	138						
六	戸	町	10	77						
東	北	町	23	172						
お	いらせ	町	20	135						
Ξ	戸	町	21	135						
五	戸	町	15	111						
田	子	町	12	94						
南	部	町	18	137						
階	上	町	12	90						
新	郷	村	10	76						
第	2 区	計	340	2,378						

ポスター1枚当たりの作成単価の公費負担限度額 〇施行令第110条の4第2項第1号

選 区 単価(円) 1 区 319 第 2 区 263 区 298 3

(ポスター1枚当たりの公費負担限度額)

当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合

262,530円と27円50銭にその500を超える数を乗じて得 た金額との合計金額に310,500円を加えた金額を当該 選挙区におけるポスター掲示場の数で除した金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とす る。)